

令和7年度 第1回那珂川町特別職報酬等審議会次第

日時： 令和7年10月1日(水) 午後3時

場所： 那珂川町役場1階 101会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 町長あいさつ

4 会長及び職務代理者の選出について

5 諮 問

6 議 題

(1) 那珂川町特別職報酬等審議会について

(2) 今後のスケジュールについて

7 その他

8 閉 会

令和 7 年度

第 1 回那珂川町特別職報酬等審議会

資 料

日時： 令和 7 年 1 0 月 1 日（水） 1 5 時～

場所： 那珂川町役場 1 階 1 0 1 会議室

目 次

- 1 那珂川町特別職報酬等審議会について・・・・・・・・・・ 1
- 2 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・ 5
- 3 那珂川町特別職報酬等審議会条例・・・・・・・・・・ 7
- 4 那珂川町特別職報酬等審議会の会議の公開に関する規則・・・ 9

1 那珂川町特別職報酬等審議会について

(1) 会議の公開・非公開の取扱いについて

会議の取扱いについては、規則により以下のとおり定められている。

○那珂川町特別職報酬等審議会の会議の公開に関する規則

(会議の公開)

第2条 会議は公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、当該審議会の場により非公開とすることができる。

(2) 審議会の概要及び目的等について

【概要】

那珂川町特別職報酬等審議会については、条例により以下のとおり定められている。

○那珂川町特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議するため、那珂川町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員6人をもって組織し、その委員是那珂川町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度町長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

【今回の開催目的】

町長等の特別職の給料の額は、平成17年10月1日の那珂川町誕生以降において1度も見直しを行っていない状況であるため、現行の額が適性であるかを検討し、改定の必要性について審議を行うため。

町長等の特別職の給料の額については、条例により以下のとおり定められている。

○那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例

(給料)

第2条 町長等の給料月額、次のとおりとする。

町長 720,000円

副町長 585,000円

教育長 535,000円

【特別職報酬等審議会に関する国の通知等】

○特別職の報酬等について（昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知）

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

(別紙)

〇〇県（都道府）特別職報酬等審議会条例準則（省略）

○特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知）

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」（昭和39年自治給第208号各都道府県知事あて自治事務次官通知）の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも適切とはいえないものがある、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配慮し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿って適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第204条および附則第6条の2の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従って、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によって必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事（市長村長）、副知事（助役）および出納長（収入役）（以下「三役」という。）に対して支給するものとするのは、極めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものにつ

いても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当っては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

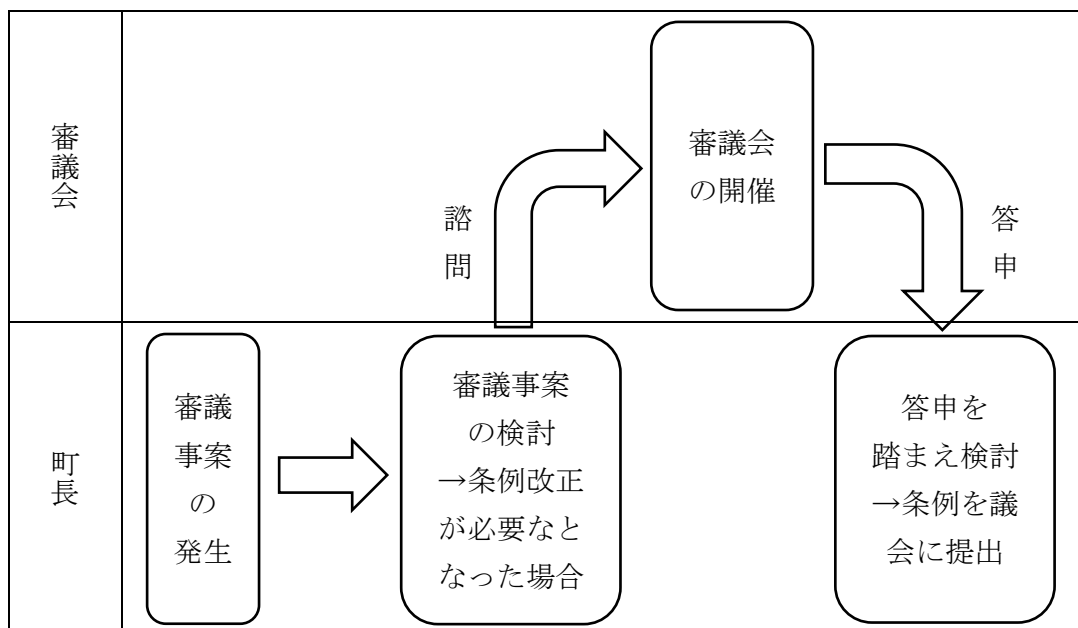
5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることをしないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前5カ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

（3）審議会の流れについて



2 今後のスケジュールについて

（1）第2回審議会

日時：令和7年10月15日（水）10時～

場所：役場2階 201・202会議室

議題：特別職の給料の額について

(2) 第3回審議会

日時：令和7年10月29日（水）13時15分～

場所：役場2階 201・202会議室

議題：答申（案）について

○那珂川町特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議するため、那珂川町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員6人をもって組織し、その委員是那珂川町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度町長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月９日条例第２号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年９月１６日条例第２６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年３月１０日条例第１２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の那珂川町特別職報酬等審議会条例第２条の規定は適用せず、改正前の那珂川町特別職報酬等審議会条例第２条の規定は、なおその効力を有する。

○那珂川町特別職報酬等審議会の会議の公開に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那珂川町特別職報酬等審議会条例(平成17年条例第42号)第7条の規定に基づき、那珂川町特別職報酬等審議会の会議(以下「会議」という。)の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、当該審議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【参考資料】 県内の特別職の給料額について

(令和5年4月1日現在) (単位：百円)

市町名	市町長	副市町長	教育長
宇 都 宮 市	11,092	9,024	7,097
足 利 市	10,150	8,360	6,770
栃 木 市	9,180	7,560	6,460
佐 野 市	10,150	7,850	6,950
鹿 沼 市	9,500	7,733	6,289
日 光 市	8,640	7,220	6,412
小 山 市	10,800	8,700	7,300
真 岡 市	10,150	8,050	6,700
大 田 原 市	9,700	7,600	6,850
矢 板 市	8,900	7,050	6,400
那 須 塩 原 市	9,600	7,550	6,850
さ く ら 市	9,000	7,150	6,500
那 須 烏 山 市	7,500	6,100	5,600
下 野 市	9,400	7,400	6,600
市 平 均	9,554	7,668	6,627
上 三 川 町	7,800	6,200	5,800
益 子 町	7,500	6,100	5,700
茂 木 町	7,400	6,000	5,500
市 貝 町	7,400	6,000	5,500
芳 賀 町	7,400	6,000	5,500
壬 生 町	8,500	7,000	6,100
野 木 町	7,800	6,200	5,800
塩 谷 町	7,700	5,490	5,150
高 根 沢 町	7,500	5,890	5,460
那 須 町	7,850	6,400	6,200
那 珂 川 町	7,200	5,850	5,350
町 平 均	7,641	6,103	5,642
市 町 平 均	8,712	6,979	6,194